

## カツオ中西部太平洋 3. 漁業の管理

|       |                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 水産研究・教育機構<br>公開日: 2025-03-12<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013765">https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013765</a>                       |

### 3. 漁業の管理

#### 概要

##### 管理施策の内容 (3.1)

WCPFC では、SPC によって実施された資源評価について合意に至っていない。カツオ中西部太平洋を漁獲している我が国の大中型まき網、遠洋、近海かつお一本釣り漁業は、大臣許可漁業である。アウトプット・コントロールは導入されていない。資源評価結果が合意されていない中でインプット・コントロールが漁獲圧を十分に制御できているとまでは言えない (3.1.1.4 点)。テクニカル・コントロールでは、FAD の設置規制等が実施されているが、管理措置に禁止期間の短縮がみられ、十分に導入されているとまでは言えない (3.1.2.4 点)。遠洋、近海かつお・まぐろ漁業ではクロトガリザメ、ヨゴレ等の採捕は禁止され、また大中型まき網漁業ではジンベエザメの近辺での操業は禁止されている (3.1.3.1.5 点)。低硫黄燃料の使用や燃油量削減の取組、ゴミ等の海中投棄禁止の徹底もなされている。一本釣り漁法では放置漁具の問題はない (3.1.3.2.5 点)。

##### 執行の体制 (3.2)

WCPFC と SPC とは、水産庁国際課がかつお・まぐろ漁業室を中心に連携している。カツオを漁獲する大臣許可大中型まき網漁業は、水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室、管理調整課で指導、監督している。一本釣り漁業は、大臣許可遠洋、近海かつお・まぐろ漁業として国際課かつお・まぐろ漁業室で指導、監督している。沿岸かつお一本釣り漁業は、クロマグロ管理との関連から実質的に広域漁業調整委員会承認漁業となっている。管理体制が確立し機能している (3.2.1.1.5 点)。大中型まき網漁業、遠洋、近海かつお・まぐろ漁業では、農林水産大臣が命じたときは、オブザーバーを乗船させなければならない。ポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による輸入事前確認手続きは、水産庁に一元化された。日本は十分な監視体制を敷きつつ、中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業 (WCPFC) を実施している (3.2.1.2.4 点)。漁業法関連法、省令に違反した場合、免許、許可の取消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる (3.2.1.3.5 点)。WCPFC、SPC による管理目標、資源評価、管理措置等に従って資源管理指針を見直し、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等を改定してきたことを、順応的管理に準ずる施策と評価した (3.2.2.4 点)。

##### 共同管理の取り組み (3.3)

カツオ中西部太平洋を漁獲する漁業者は、全て公的に特定できる (3.3.1.1.5 点)。漁業者は業種別漁業協同組合、協会等の団体あるいは沿海漁業協同組合に所属している (3.3.1.2.5 点)。我が国の海洋生物資源の資源管理指針の下で、漁業者は自主的に休漁等に取り組んでおり、海外まき網漁業協会等では、実効的な管理措置の実現に向けて漁業者団体自らが取りまとめ等している (3.3.1.3.4 点)。漁業構造改革総合対策事業において、漁業者団体が課題をもって

改革計画や実証事業を主導してきており、沿海漁業協同組合（連合会）ではブランドカツオの創立により販売を促進している（3.3.1.4 5 点）。自主的及び公的管理への主体的な参画も進んでいる（3.3.2.1 4 点 3.3.2.2 5 点）。水産政策審議会資源管理分科会には利害関係者も参画しており、WCPFC の年次会合や科学委員会等へも NGO が参加している（3.3.2.3 5 点）。

## 評価範囲

### ① 評価対象漁業の特定

カツオ中西部太平洋を漁獲する主要な漁業を特定すべきであるが、それができないため、ここでは我が国による 2017 年のカツオ（東部太平洋、インド洋、大西洋のカツオを含む）の漁獲量（農林水産省 2018a）について検討して、対象漁業種類を特定する。近年では殆どすべてのカツオは、カツオ中西部太平洋によると考えてよい。2017 年には本種は大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお一本釣漁業、近海かつお一本釣漁業、及び沿岸かつお一本釣漁業で主に漁獲されている。このため、これら漁業を評価対象とする。

### ② 評価対象都道府県の特定

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、新潟県、鳥取県、長崎県、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では静岡県、遠洋かつお一本釣漁業では宮城県、静岡県、三重県、近海かつお一本釣漁業では宮崎県、および沿岸かつお一本釣漁業では高知県の漁獲量が多い。これらの都県、漁業種類を評価対象として特定する。以上の漁獲量で 2017 年の日本におけるカツオ漁獲量の 79%を占めている。

### ③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。

- 1) 許可証、および各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動

## 3.1 管理施策の内容

### 3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCFPC）では、2015 年第 12 回年次会合においてカツオの長期管理目標として、①漁業がないと仮定して推定した現在の産卵資源量の 50%を暫定的な目標とすること、②この管理目標値は遅くとも 2019 年に見直され、それ以降も適宜見直されること、③見直しに際しては、日本沿岸域への来遊状況などに関する科学委員会の勧告が考慮されること、が合意されている。資源の状態について合意できていない（清藤 2019）。太平洋共同体（SPC）によって実施された資源評価では、資源は過剰漁獲の状態ではなく、乱獲状態にも陥っておらず、資源状態も回復し漁業による圧力は減少しているとの結果が示されたが、我が国等は評価モデルの設定等に問題があり、評価結果は漁業者の感覚とも乖離していることから支持できないとし、評価結果は WCPFC では承認されなかった（水産庁 2018a）。カツオ中西部太平洋を対象とする大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業は、太平洋中央海区でかつお・まぐろ類を獲ることを目的に操業する大中型まき網漁業で、農林水産大臣の許可漁業である。大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業は、それ以外の日本周辺海域でかつお・まぐろ類を獲ることを目的に操業する大中型まき網漁業で、農林水産大臣の許可漁業である。遠洋かつお一本釣漁業は、許可制度上は遠洋かつお・まぐろ漁業で、農林水産大臣の許可漁業である。近海かつお一本釣漁業は、近海かつお・まぐろ漁業で、農林水産大臣の許可漁業である。沿岸かつお一本釣漁業は、遠洋及び近海かつお・まぐろ漁業以外のもので、少量でもクロマグロの漁獲実績があるものについては広域漁業調整委員会承認漁業となっている。高知県では、資源管理指針で休漁日の設定を行っている（高知県 2018）。以上により、インプット・コントロールが導入されており、アウトプット・コントロールは導入されていない。資源評価結果が合意されていない中で、インプット・コントロールが漁獲圧を十分に制御できているとまでは評せず、4 点の配点とする。

| 1点                                                     | 2点 | 3点                                    | 4点 | 5点                                                  |
|--------------------------------------------------------|----|---------------------------------------|----|-----------------------------------------------------|
| インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている | .  | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている | .  | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている |

### 3.1.2 テクニカル・コントロール

大臣許可漁業は、農林水産大臣が操業できる許可水域やトン数等を公示し、それに申請した漁業者に許可状が発給される指定漁業となっている。大中型まき網漁業は、島嶼国 EEZ 間公海での操業は規制されている（農林水産省 2018c）。WCPFC により、メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置は 2019 年・2020 年の 2 年間とされ、また、まき網漁業による EEZ 内、公海域集魚装置（FAD）禁漁期間はそれぞれ 3 ヶ月と 5 ヶ月、個数制限は 1 隻あたり常時 350 個以下とすることが決まっている（清藤 2019, 水産庁 2018b）。日本の海外まき網漁業では、

禁止期間以外においても FAD を使わない操業が増加している。国内法令においても、WCPFC における保存管理措置（CMM2017-1）を担保するため、南緯 20 度の線以北、北緯 20 度の線以南の海域における大中型まき網漁業の操業規定（（集魚装置（FAD）から 1 海里以内の海域におけるものに限る。）の禁止期間を定める）を改正した。また、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る）の項中に、中西部太平洋条約海域におけるかつおの採捕について、農林水産大臣が定めた期間において禁止する旨の規定を追加している（水産庁 2018c）。テクニカル・コントロールでは FAD の設置規制等が実施されているが、禁止期間には 2018 年からの短縮がみられ、十分に導入されているとまでは言えない。以上より 4 点を配点する。

| 1点                         | 2点 | 3点                        | 4点 | 5点                        |
|----------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|
| テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない | .  | テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている | .  | テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている |

### 3.1.3 生態系の保全施策

#### 3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（いずれも釣りによるものに限る。）に関し、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に、中西部太平洋条約海域におけるキハダ、メバチの採捕について、農林水産大臣が定めた期間において禁止する旨の規定がある。遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業では、クロトガリザメ、ヨゴレ等の採捕は禁止されている（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令）。中西部太平洋条約海域においては、まき網投網前にジンベエザメが視認された場合、ジンベエザメから 1 海里以内の海域における操業は禁止されており（農林水産省 2018c）、また WCPFC では、ジンベエザメ放流のためのガイドラインが採択され（WCPFC 2012）、何らかの原因で網に入ってしまった場合には生きたまま放流するよう漁業者に指導が行われている。以上より 5 点を配点する。

| 1点                              | 2点                 | 3点 | 4点              | 5点                |
|---------------------------------|--------------------|----|-----------------|-------------------|
| 規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している | 一部に導入されているが、十分ではない | .  | 相当程度、施策が導入されている | 十分かつ有効に施策が導入されている |

#### 3.1.3.2 生態系の保全修復活動

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では、燃料冷却器を設置し潤滑性悪化を回避することにより、国際的な大気汚染対策として低硫黄燃料を使用する（海外まき網漁業協会 2018）。大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、船団の合理化として省エネ型漁船による燃料使用量の削減がなされている（静岡県旋網漁業者協会 2009）。全国近海かつお・まぐろ漁業協会の近海かつお漁業問題検討会では、海洋汚染につながるゴミ等の海中投棄禁止の徹底を呼びかけるために、パンフレット等を作成し関係漁業者への啓蒙を図っている。一本釣り漁法では、放置漁具の問題は存在しない（日本水産資源保護協会 2010a）。

日本かつお・まぐろ漁業協同組合内に設置されている「遠洋かつお一本釣り漁業対策協議会」で、海洋汚染につながるゴミ等の海中投棄禁止の徹底等を図り、関係漁業者への啓蒙を図っている。一本釣り漁法では放置漁具の問題は存在しない（日本水産資源保護協会 2010b）。以上より 5 点を配点する。

| 1点                  | 2点 | 3点                | 4点 | 5点                 |
|---------------------|----|-------------------|----|--------------------|
| 生態系の保全・再生活動が行われていない | .  | 生態系の保全活動が一部行われている | .  | 生態系の保全活動が活発に行われている |

## 3.2 執行の体制

### 3.2.1 管理の執行

#### 3.2.1.1 管轄範囲

中西部太平洋におけるカツオの大部分は熱帯域で漁獲され、残りのほとんどが日本近海で季節的に漁獲されている。この海域のカツオの資源評価は太平洋共同体事務局（SPC）の専門家グループにより行われ、WCPFC においてカツオの保存管理措置が議論されてきている（清藤 2019）。これら地域漁業管理機関等とは、水産庁国際課がかつお・まぐろ漁業室を中心に連携している。日本、韓国、インドネシア、パプアニューギニア等が竿釣り、まき網等で漁獲している。大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業及び大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業は、大臣許可大中型まき網漁業として水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室、管理調整課で指導、監督している。遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業は、大臣許可遠洋、近海かつお・まぐろ漁業として国際課かつお・まぐろ漁業室で指導、監督している。沿岸かつお一本釣り漁業は、クロマグロ管理との関連から実質的に広域漁業調整委員会承認となっている。これらの漁業者団体として、大中型まき網漁業では海外まき網漁業協会、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等、一本釣りでは全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、各地域の沿海漁業協同組合が活動している。以上のように管理体制が確立されており、5 点を配点する。

| 1点                 | 2点 | 3点                            | 4点 | 5点                      |
|--------------------|----|-------------------------------|----|-------------------------|
| 対象資源の生息域がカバーされていない | .  | 生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない | .  | 生息域をカバーする管理体制が確立し機能している |

#### 3.2.1.2 監視体制

水産庁では適切な資源管理及び漁業秩序の維持等のため、2018 年に漁業取締本部を設置し、漁業取締まり体制を強化し（水産庁 2018d）、取締の対処の在り方として、国際機関等との連携による違反操業の防止等を挙げている（水産庁漁業取締本部 2019）。遠洋海域における国際漁業の監視のために、主に水産庁照洋丸、東光丸、白竜丸が出動している。従来はマグロ関連の公海操業等の操業漁船にのみ義務付けられていた衛星船位測定送信機の設置と常時作動について、2017 年の前回一斉更新に際してすべての大臣許可漁船へ義務付けることとなっ

た（水産庁 2017a）。大中型まき網漁業、遠洋、近海かつお・まぐろ漁業では、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認め、オブザーバーを乗船させることを命じたときは、中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない（農林水産省 2018c）。海外まき網漁船には、オブザーバーの 100%乗船が義務付けられており（中前 2013）、乗船手配は該当する漁業団体の資源管理に係る主要な業務となっている（海外まき網漁業協会 2019）。漁獲成績報告書の提出は 100%である。沿岸かつお一本釣漁業は、広域漁業調整委員会承認となっており、必要に応じて経営体毎に操業日数等を調査可能である。まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的として制定された「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年六月二十一日法律第百一号）」第 10 条に基づくポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについては、水産庁で一元化が 2018 年 4 月 1 日から開始されている（水産庁国際課 2019）。また外国漁船の寄港国として、港湾における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関や関係諸国との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力している。我が国においても既に、寄港国の効果的な措置の実施を通じて、IUU（違法・無報告・無規制）漁業を防止し、抑止し、及び排除するための違法漁業防止寄港国措置（PSMA）協定について、効力が発生している（水産庁 2017b）。以上、十分な監視体制にある。一方で、日本は途上国カツオ・マグロ漁業管理能力強化支援事業の中で中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業（WCPFC）を実施し、太平洋島嶼国（特に PNA 諸国）における人材育成や制度の改善等を行うことにより漁業管理措置の円滑・確実な実施を継続して支援している（農林水産省 2018b）。このような現状があり、WCPFC の範囲では十分に有効に監視体制が機能しているかは確定できず、最高点を配点することは控え、4 点を配点する。

| 1点           | 2点                       | 3点 | 4点                     | 5点                |
|--------------|--------------------------|----|------------------------|-------------------|
| 監視はおこなわれていない | 主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている | .  | 相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない | 十分な監視体制が有効に機能している |

### 3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法令に違反した場合、許可の取消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。罰則規定としては有効と考えられる。外国関係水域における違法操業については、当該国の法に従い臨検、拿捕の対象となる。以上より 5 点を配点する。

| 1点             | 2点 | 3点                               | 4点 | 5点               |
|----------------|----|----------------------------------|----|------------------|
| 罰則・制裁は設定されていない | .  | 罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない | .  | 有効な制裁が設定され機能している |

### 3.2.2 順応的管理

WCPFC、SPC による管理目標、資源評価、管理措置に従って、指定漁業の許可及び取締り

等に関する省令等を改定してきた。高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源については、資源管理目標を示し、それを漁獲する漁業種類ごとに取り組むべき資源管理措置を国の作成する資源管理指針で示した上で、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも1回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとしている（水産庁 2018a）。管理機関、関係機関による管理目標、資源評価、管理措置等に従って資源管理指針を見直し、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等を改定してきたことを順応的管理に準ずる施策と評価し、4点を配点する。

| 1点                          | 2点 | 3点                    | 4点 | 5点               |
|-----------------------------|----|-----------------------|----|------------------|
| モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない | .  | 順応的管理の仕組みが部分的に導入されている | .  | 順応的管理が十分に導入されている |

### 3.3 共同管理の取り組み

#### 3.3.1 集団行動

##### 3.3.1.1 資源利用者の特定

大中型まき網1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者、大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお一本釣漁業、近海かつお一本釣漁業は、大臣許可漁業であり漁業者を特定できる。沿岸かつお一本釣漁業は、大臣への届出漁業となっているため、漁業者を特定できる。以上により5点を配点する。

| 1点    | 2点    | 3点     | 4点     | 5点    |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

##### 3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

大中型まき網1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者は海外まき網漁業協会、大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業者は主に北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等に所属し、いずれも上部団体は全国まき網漁業協会となっている。遠洋かつお一本釣漁業者は、各県レベルの例えば宮城県東部、北部かつおまぐろ協同組合等に属しており、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、また、日本かつお・まぐろ漁業協同組合に所属している。宮崎県の近海かつお一本釣漁業者は、宮崎県かつお・まぐろ漁業者協会、沿海漁業協同組合連合会、全国近海かつお・まぐろ漁業協会に属している。高知県の沿岸かつお一本釣漁業者は、地域の沿海漁業協同組合に所属している。すべての対象となる漁業者が漁業者組織に属している。以上より5点を配点する。

| 1点    | 2点    | 3点     | 4点     | 5点    |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

### 3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

国の定める資源管理指針においては、中西部太平洋のカツオについて WCPFC を通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、漁獲圧を増やさないように管理していくこととする、としている。このため、これを漁獲する海外まき網漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお一本釣漁業、近海かつお一本釣漁業については、地域漁業管理機関等の保存管理措置等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として休漁に取り組む必要があるとされ（水産庁 2018a）、それぞれの漁業の資源管理計画で実施されている（水産庁 2014）。高知県の資源管理指針では、沿岸かつお一本釣漁業の漁獲努力量の削減に向けて自主的措置として休漁日の設定に取り組む必要があるとされ（高知県 2018）、それに沿った資源管理計画が策定され、高知県漁協支所等所属船で実施されている。漁業者組織の漁業管理活動が一定の影響力を有した上で、実効的な管理措置の実現に向けて漁業者団体自らが取りまとめ等している（OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構 2018a, 2018b）ことを勘案して、4 点を配点する。

| 1点                           | 2点 | 3点                          | 4点 | 5点                   |
|------------------------------|----|-----------------------------|----|----------------------|
| 漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない | .  | 漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している | .  | 漁業者組織が管理に強い影響力を有している |

### 3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業では、海外まき網漁業協会（2018）は海外まき網漁業地域プロジェクトⅢとして資源管理・労働環境型改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会（2016）は、海外まき網漁業地域プロジェクトⅡとして既存船活用による収益性回復の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会（2013）は、海外まき網漁業地域プロジェクトとして改革型漁船計画を主導している。上記計画ではいずれも、枕崎、山川、焼津港への水揚げ、安定供給を計画している。海外まき網漁業協会（2012）は、かつお枕崎地域プロジェクトとしてミクロネシア合弁事業の実証事業を主導している。海外まき網漁業協会（2009）は、山川地域プロジェクトとしてパプアニューギニア合弁事業の実証事業を主導している。大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、静岡県旋網漁業者協会（2009）は、静岡県旋網漁業地域プロジェクトとして経営の維持・安定が可能となる収益性の向上と地元港を中心とした水揚げ流通体制の再構築を主導した。日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2017）は、遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト（改革型漁船（塩釜））として改革型漁船導入の実証事業を主導している。遠洋かつお一本釣漁業では、日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016a）は、遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト（改革型漁船（焼津③））として改革型漁船導入の実証事業を主導している。日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016b）は、遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト（改革型漁船（尾鷲））として改革型漁船導入による収益性改善の実証事業を主導している。近海かつお一本釣漁業では、全国近海かつお・まぐろ漁業協会（2015）は、近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画（日南・南郷地区別部会：近海かつお一本釣り漁業②）として実証事業を主導してい

る。全国漁業協同組合連合会、各県漁業協同組合連合会が運営するプライドフィッシュに、宮崎県からは近海かつお一本釣漁業で漁獲される日南のかつお(全国のプライドフィッシュ宮崎県 2019)を、また高知県からは沿岸かつお一本釣漁業で漁獲される土佐さが日戻り鰹(全国のプライドフィッシュ高知県 2019)を登録し、販売促進している。まぐろ漁業協同組合は、日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社を組織し、漁獲物の販売と適正魚価の維持のため販売事業に当たっており（日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社 2019）、結果は十分とはいいがたいが、活動は評価できる。以上のように漁業者組織が全面的に経営や販売に関する活動をしており、5点を配点する。

| 1点                  | 2点 | 3点                | 4点 | 5点                 |
|---------------------|----|-------------------|----|--------------------|
| 漁業者組織がこれらの活動を行っていない | .  | 漁業者組織の一部が活動を行っている | .  | 漁業者組織が全面的に活動を行っている |

### 3.3.2 関係者の関与

#### 3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

WCPFC の年次会合、SPC 等の会合にかつお・まぐろ漁業者団体の代表が出席している。また、WCPFC 関連島嶼国の日キリバス漁業協議、日ソロモン漁業協議、日パプアニューギニア漁業協議、日ミクロネシア漁業協議に出席している。関連漁業者団体は、すべての会合に出席している訳ではないが、海外まき網漁業協会、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合から複数の団体が対応している。地域漁業管理機関の年次会合は5日程度、2国間協議は2、3日程度の会期となる。それぞれの団体は漁業管理問題等を協議する理事会、総会を持っている。関係組織の会合もある。水産研究・教育機構国際資源水産研究所が開催し、まぐろ類資源に関する研究開発の総括、連携・協力の現況、まぐろ類資源を巡る情勢と研究ニーズについて説明と協議等がなされる国際水産資源関係研究開発推進会議に、関係団体（日本かつお・まぐろ漁業協同組合、海外まき網漁業協会、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国漁業協同組合連合会）も参加し、研究報告を聴取するとともに関連報告・要望を述べ、意見交換している。年間12日以上24日未満の会議参加日数はあると考えられる。以上より4点を配点する。

| 1点 | 2点   | 3点    | 4点     | 5点       |
|----|------|-------|--------|----------|
| なし | 1-5日 | 6-11日 | 12-24日 | 1年に24日以上 |

#### 3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

太平洋広域漁業調整委員会には、近海かつお一本釣漁業、沿岸かつお一本釣漁業が存する県互選委員が参画している（水産庁 2019a）。日本海・九州西広域漁業調整委員会には、鳥取県、長崎県等の大中型まき網1そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業、大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ漁業者が参画している（水産庁 2019b）。水産政策審議会資源管理分科会には、沿岸かつお一本釣漁業者、近海かつお一本釣漁業者の所属する沿海漁業協同組合の上部組織

である全国漁業協同組合連合会から理事が、東京都からは大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業者が選出され、それぞれ委員、特別委員として出席している（水産庁 2019c）。適切に参画していると評価し、5 点を配点する。

| 1点    | 2点 | 3点            | 4点 | 5点    |
|-------|----|---------------|----|-------|
| 実質上なし | .  | 形式的あるいは限定的に参画 | .  | 適切に参画 |

### 3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

本種はTAC魚種ではないが、高度回遊性魚種として地域漁業機関で管轄される魚種である。水産政策審議会資源管理分科会では資源管理指針に記載する魚種として近年話題となっているが、資源管理分科会には委員、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、流通業者、世界自然保護基金ジャパンからも参画している（水産庁 2019c）。WCPFC の年次会合や科学委員会等へも NGO が参加している。ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与していると評価する。以上より 5 点を配点する。

| 1点    | 2点 | 3点          | 4点 | 5点                    |
|-------|----|-------------|----|-----------------------|
| 実質上なし | .  | 部分的・限定的には関与 | .  | ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与 |

## 引用文献

- 海外まき網漁業協会（2009）山川地域プロジェクト改革計画，[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H210707\\_yamakawa.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H210707_yamakawa.pdf), 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2012）かつお枕崎地域プロジェクト改革計画，[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H241213\\_kaimaki\\_katuo\\_makurazaki.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H241213_kaimaki_katuo_makurazaki.pdf), 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2013）海外まき網漁業地域プロジェクト改革計画（改革型漁船），[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H280308\\_kaimaki\\_hennkou.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_kaimaki_hennkou.pdf), 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2016）海外まき網漁業地域プロジェクトII改革計画（既存船活用型），[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H280902\\_122\\_kaimaki\\_2.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280902_122_kaimaki_2.pdf), 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2018）海外まき網漁業地域プロジェクトIII改革計画，[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H300605\\_kaimaki\\_3.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H300605_kaimaki_3.pdf), 2019/07/31
- 海外まき網漁業協会（2019）事業内容 [www.kaimaki.or.jp/service.html](http://www.kaimaki.or.jp/service.html), 2019/07/31
- 清藤秀理（2019）30 カツオ 中西部太平洋 Skipjack, Katsuwonus pelamis、平成 30 年度国際漁業資源の現況、水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構。

[http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30\\_30.pdf](http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_30.pdf), 2019/07/31

高知県（2018）高知県資源管理指針 <http://www.jfa.maff.go.jp/form/pdf/32kochi.pdf>, 2019/07/31

中前 明（2013）海外まき網漁業-現状と可能性- 水産振興（543）.東京水産振興会  
[http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/SuisanShinkou\\_543.pdf](http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/SuisanShinkou_543.pdf), 2019/07/31

日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016a）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（焼津③）, [http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H280902\\_123\\_enkatu\\_yaidu3nikkatu.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280902_123_enkatu_yaidu3nikkatu.pdf), 2019/07/31

日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2016b）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（改革型漁船（尾鷲））, [http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H280308\\_enkatu\\_owase.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_enkatu_owase.pdf), 2019/07/31

日本かつお・まぐろ漁業協同組合（2017）遠洋かつお一本釣漁業プロジェクト改革計画書（塩釜）, [http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H290207\\_enkatu\\_siogama.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H290207_enkatu_siogama.pdf), 2019/07/31

日本かつお・まぐろ漁業協同株式会社（2019）実施事業  
<https://www.japantuna.net/association2/#business>, 2019/07/31

日本水産資源保護協会（2010a）MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要（近海かつお一本釣り漁業） [www.fish-jfrca.jp/04/pdf/mel/JFRCA36AB.pdf](http://www.fish-jfrca.jp/04/pdf/mel/JFRCA36AB.pdf), 2019/07/31

日本水産資源保護協会（2010b）MEL ジャパン 生産段階取得漁業 概要（遠洋かつお一本釣り漁業） <http://www.fish-jfrca.jp/04/pdf/mel/JFRCA36AC.pdf>, 2019/07/31

農林水産省（2018a）平成 29 年漁業・養殖業生産統計（概数）

農林水産省（2018b）途上国カツオ・マグロ漁業管理能力強化支援事業  
[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/oda30/attach/pdf/h30oda\\_kettei-28.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/oda30/attach/pdf/h30oda_kettei-28.pdf), 2019/07/31

農林水産省（2018c）指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=338M50010000005&openerCode=1](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=338M50010000005&openerCode=1), 2019/07/31

OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構（2018a）中西部太平洋メバチ資源の適正な管理実現へ  
<http://www.oprt.or.jp/pdf/press20181031.pdf>, 2019/07/31

OPRT・責任あるまぐろ漁業推進機構（2018b）太平洋メバチ資源回復に向けて水産庁へ要望  
<http://www.oprt.or.jp/pdf/press20181105.pdf>, 2019/07/31

静岡県旋網漁業者協会（2009）静岡県旋網漁業地域プロジェクト改革計画書,  
[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H220331\\_shizuoka%20makiami.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220331_shizuoka%20makiami.pdf), 2019/07/31

水産庁（2014）水産資源の状況及び資源管理施策の現状について（1）我が国における資源評価と資源管理施策について、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/other/pdf/data4-1.pdf>, 2019/07/31

水産庁（2017a）平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-9.pdf>, 2019/07/31

水産庁（2017b）「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、

抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」(違法漁業防止寄港国措置協定)の加入書の寄託について [http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170519\\_16.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170519_16.html), 2019/07/31

水産庁 (2018a) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針  
<http://www.jfa.maff.go.jp/form/attach/pdf/kanri-5.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2018b) WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会) 年次会合の結果について、水産政策審議会 第 92 回 資源管理分科会 配付資料  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/181219.html>, 2019/07/31

水産庁 (2018c) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令 第 5 号) の一部改正について (諮問第 298 号)  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/180531-10.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2018d) 漁業取締本部の設置について  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2019a) 第 30 回太平洋広域漁業調整委員会配付資料 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿 [www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-91.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-91.pdf), 2019/07/31

水産庁 (2019b) 第 33 回日本海・九州西広域漁業調整委員会配付資料 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-108.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-108.pdf), 2019/07/31

水産庁 (2019c) 水産政策審議会 第 95 回 資源管理分科会 配付資料 水産政策審議会 資源管理分科会 委員名簿 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/190605-2.pdf>, 2019/07/31

水産庁漁業取締本部 (2019) 漁業取締方針  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-24.pdf>, 2019/07/31

水産庁国際課 (2019) まぐろ類の輸入について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>, 2019/07/31

WCPFC (2012) Conservation and Management Measure on the protection of whale sharks from purse seine operations, <https://www.wcpfc.int/doc/cmm-2012-04/conservation-and-management-measure-protection-whale-sharks-purse-seine-operations>, 2019/07/31

全国近海かつお・まぐろ漁業協会 (2015) 近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画書 (日南・南郷地区別部会: 近海かつお一本釣り漁業②) [http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H270205\\_nitinan.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H270205_nitinan.pdf), 2019/07/31

全国のプライドフィッシュ宮崎県 (2019) 日南のかつお PRIDE FISH <http://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1424735964>

全国のプライドフィッシュ高知県 (2019) 土佐さが日戻り鰹 PRIDE FISH <http://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1400733435>